② 低炭素建築物新築等計画に従った建築等の確保

所管行政庁は、認定建築主に対し、低炭素建築物の建築等の状況について報告を求めることができることから、認定を受けた低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物が建築等されることを確保するため、建築・改修工事等が終了した旨の報告を求める等、必要な措置をとることが必要である。その際、認定建築主は、認定を受けた低炭素建築物新築等計画に従って建築・改修工事等が行われた旨を建築士等が確認した書類により報告を行うこととする。

③ 都市の緑地の保全への配慮

都市の低炭素化を促進する上で、都市の緑地を保全することが重要であることに鑑み、都市緑地法の緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域若しくは緑地協定、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）の生産緑地地区、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の建築協定、条例による緑地の保全に関する制限等の内容に適合していない場合又は都市施設である緑地の区域内にある場合には認定は行わないことを基本とし、こうした認定に関する事務において関係部局間で十分な連絡調整が図られるよう配慮するものとする。

⑶ 低炭素建築物の建築等及び取得時の負担の軽減

低炭素建築物は、一般的な建築物と比較して建築等に係る費用がある程度高くなることが見込まれる。低炭素建築物の建築等及び取得に対するインセンティブを付与するため、建築物の低炭素化を図るために要する費用に係る各種支援措置の実施を図るよう努めることとする。

⑷ 中小工務店等の技術力の向上等への配慮

低炭素建築物の建築等には専門的な知識が必要になることから、実際に設計・施工等を行う事業者や技術者等が低炭素建築物の設計や断熱施工に関する技術等を十分に習得できるよう努めることとする。特に、住宅・建設産業は、技術水準等に差のある中小工務店等の占める割合が大きいことから、中小工務店等に対する技術講習の実施等により、低炭素建築物の建築等に関する技術の普及並びに人材の養成及び資質の向上を進めるよう努めることとする。

⑸ 国産材その他の木材を使用した低炭素建築物の普及への配慮

木材は製造時のエネルギー消費が少なく長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であり、建築物に木材が利用されることは都市の低炭素化につながることや、国産材(国内で生産された木材)の適切な利用が確保されることにより、我が国における森林の適正な整備及び保全が図られることに鑑み、国産材その他の木材を使用した低炭素建築物の普及が図られるよう配慮するものとする。

5．都市の低炭素化の促進に関する施策の効果についての評価に関する基本的な事項

⑴ 施策の効果についての評価

都市の低炭素化を着実に進めるためには、施策の効果を的確に評価し、当該評価に基づき、適切な措置を講ずることが重要となる。

このため、国においては、市町村における本計画の策定状況、当該計画の進捗状況や、各分野毎の施策効果等について、一定期間ごとに検証するとともに、検証結果に基づき支援策の強化、低炭素まちづくり計画制度の見直しを行うほか、情報提供、技術開発を講ずるなど、都市の低炭素化が更に促進されるために必要な措置を講ずるものとする。

一方、市町村においては、本計画の達成状況の評価を実施し、評価に基づき、施策の充実・強化等、施策の効果を高めるために必要な措置を講ずることが望ましい。

⑵ 施策の効果の二酸化炭素排出量・二酸化炭素吸収量への換算

施策の低炭素化効果を評価するためには、施策の効果が、二酸化炭素排出削減量や二酸化炭素吸収量として換算されることが必要である。

施策の効果を換算するに当たっては、個別に換算が可能な施策だけでなく、複数の施策の効果を包括して換算することが適当な施策があることにも留意しつつ、二酸化炭素排出量・吸収量への算出式、算出に必要な各種データ、算出に当たっての前提条件などの換算方法を確立することが必要であるが、現時点で二酸化炭素排出量・吸収量への換算方法が確立していないものについては、国において、順次適切な換算方法を確立するべく検討を進めることとする。また、換算方法が確立されたものについても、換算方法の精度の向上や簡略化に向け、調査・分析手法の改善や知見の向上を図るべく検討を進めることとする。

なお、市町村においては、それぞれの地域性を考慮して、国が示す換算方法をもとにより精度の高い方法を工夫し、施策の効果の的確な評価に反映させることが考えられる。

二酸化炭素排出量・吸収量への換算方法のうち、現時点で参考となるものは、別紙のとおりである。

6．都市の低炭素化の促進に関する重要事項

本計画を作成する市町村や自らも施策を実施することとなる都道府県においては、都市の低炭素化の促進に向けた体制を整備していくに当たって、都市担当部局や交通担当部局のみならず、環境担当部局や省エネ担当部局、福祉担当部局をはじめとした関係部局間で十分な連携をとることが可能な体制整備に努めるものとする。

低炭素まちづくり計画の標準的な評価方法

1．達成状況の評価の目的

低炭素まちづくり計画の達成状況の評価は、計画に位置付けられた目標値の達成状況等を的確に評価、分析し、当該評価、分析に基づき、適切に計画の見直し等を行うことにより、効率的で効果的な都市の低炭素化の促進を図ることを目的とするものである。

2．実施方法

⑴ 目標の設定

○目標については、計画の総合的な達成状況を的確に把握する観点から、可能な範囲で定量的に設定することが望ましく、例えば、個別施策ごとに目標値を設定すること、法第７条第２項第２号の事項など分野別に目標値を設定すること、などが考えられる。

⑵ 評価基準の設定

○評価の客観性を確保する観点から、予め、目標値に対する達成率や達成状況等に応じた評価の基準を計画に位置づけることも考えられる。

⑶ 考察・分析の実施

○分野によって程度の差はあるものの、都市の低炭素化を推進するためには、各施策を、分野毎に相互の連携を図りつつ総合的に実施することが必要である。

○この観点から、定められた目標の達成状況を評価することに加え、当該目標の達成状況を踏まえ、分野ごとに、総括的な評価、考察を加え､その要因等を分析する取組も有効と考えられる。

⑷ 計画への反映

計画の達成状況にかかる評価、及びそれに基づく適切な考察、分析を踏まえ、必要に応じ、目標設定の見直し、施策の充実、追加や、関係部局間の協働による施策連携の強化など、計画の見直しや取組体制の強化、見直し等に反映することが望ましい。

3．二酸化炭素排出量・吸収量への換算について

○計画実施による低炭素化効果を把握する観点から、換算が可能な限りにおいて二酸化炭素排出量・吸収量を算出し、低炭素化効果の目安として示すことが望ましい。

○施策効果の二酸化炭素排出・吸収量への換算は、施策を講じた場合と講じない場合の排出・吸収量の差を求めることにより行うことが基本となるが、それぞれの施策の特性に応じて算定する必要がある。その際、参考となる算定式を以下に示す。

≪二酸化炭素排出・吸収量の参考となる算定式≫

①交通に起因する二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量＝交通量×移動距離（トリップ長）×排出原単位

②家庭・業務部門におけるエネルギー消費に起因する二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量＝建物用途別床面積×建物用途別エネルギー負荷原単位÷熱源設備総合効率×エネルギー種別排出係数

③みどりによる二酸化炭素吸収量

二酸化炭素吸収量＝高木植栽本数×原単位（吸収係数）

※高木植栽本数が把握できない場合は緑地面積等で置き換えることが可能